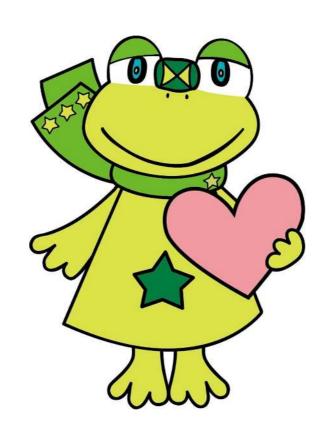
介護保険制度における 福祉用具購入の手引



令和4年5月版

韮崎市 長寿介護課 介護保険担当

目次

1.	介護保	保険制度における福祉用具購入支給の概要	1
2.	福祉用	引具の対象種目	5
	(1)	腰掛便座	5
	(2)	自動排泄処理装置の交換可能部品	5
	(3)	入浴補助用具	5
	(4)	簡易浴槽引き戸等への扉の取替え	6
	(5)	移動用リフトの吊り具の部分	6
	(6)	排泄予測支援機器	6
3.	申請書	碁類の記入例	7
4.	申請書	碁類の留意事項	19
5.	Q&A.		20
	(1)	介護保険特定福祉用具購入費支給に関する総合的な質問と回答	20
	(2)	介護保険特定福祉用具購入費支給の購入品の種類ごとの質問と回答	23
6.	参考文	て献	26

1. 介護保険制度における福祉用具購入支給の概要

介護保険制度では、要介護認定等(要介護又は要支援)を受けた方が、その日常生活の自立を助けるためや、介護者の負担を軽くするために必要な福祉用具で、かつ福祉用具購入費の支給対象となる種類の福祉用具(特定福祉用具)を、特定福祉用具販売事業者として都道府県や政令指定都市等による指定を受けた介護保険サービス事業者から購入した場合、申請により、その費用の一部が介護保険から福祉用具費として支給されます。

(1) 支給対象者

要支援1・2または要介護1~5の認定を受けている菲崎市の被保険者です。

- (2) 対象となる福祉用具の種類
- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトの吊り具の部分

次の福祉用具については、介護保険の「福祉用具貸与」の対象となります。

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知器

• 移動用リフト(吊り具の部分を除く。)

原則として、

- ・要支援1・2
- ・要介護 1

の方は、保険給付の対象外。

• 自動排泄処理装置(交換可能部品、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。)

※原則として、要支援1・2及び要介護1~3の方は、保険給付の対象外。

- 手すり(取付け工事を伴わないもの。)
- スロープ(取付け工事を伴わないもの。)
- 歩行器
- 歩行補助杖

(3) 福祉用具購入費の支給限度額

福祉用具購入費の支給対象となる金額は、要支援・要介護度にかかわらず、同一年度内(4月1日~翌年3月31日)で10万円までです。ただし、1割、2割または3割は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は9万円、8万円または7万円が上限となります。なお、支給限度額(10万円)を超えた場合は、超えた分については、全額自己負担になります。

(例) 購入金額 10万 1000 円の福祉用具を購入した場合(自己負担1割の方)

《購入金額》

10万1.000円

《保険給付分》 9万円

《自己負担分》

+1,000円(上限金額超過分)

※自己負担額は、保険給付額を先に計算(1円未満切捨て)してから算出します。複数購入する場合は、個々の計算となり合計額からの算出ではありません。

(4) 支給方法について

① 償還払い

保険給付対象購入費(上限 10 万円以内)を一旦全額を本人が支払い、保険給付分を介護保険負担割合証に記載のある割合(1~3割)を差し引き、残りを韮崎市より支払われる方法。

② 受領委任払い

介護保険負担割合証に記載のある割合(1~3割)で保険給付対象購入費(上限 10 万円以内)の自己負担額を支払い、販売業者は残りの給付額を韮崎市より支払われる方法。

《注意》

- 介護認定において新規認定中、区分変更中の際は、利用者の介護度が確定していない ため、**償還払い**での取扱いとなります。
- 在宅サービスの保険給付のため、入院中・入所中は償還払いとなります。
- 保険料滞納者については、**償還払い**等での取扱いとなります。

(5) 福祉用具購入費の支給の申請の流れ 福祉用具購入の給付を受けるには、長寿介護課に申請を行い、給付が受けられます。

① 打ち合わせ

要介護(支援)認定を受け、福祉用具の購入を希望する被保険者は、ケアマネジャーに相談し、購入する製品や費用を確認してから申請してください。



② 支給申請

次の書類を提出し、事前の申請を行います。

《償還払い》

- ☑ 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
- ☑ 領収証
- ☑ 購入品のカタログの写し
- ☑ 居宅サービス計画書の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 週間サービス計画表の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 委任状(被保険者と申請者、口座名義人が異なる場合)《受領委任払い》
- ☑ 韮崎市福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱誓約書 (初めて受領委任払を利用する販売業者が事前に提出)
 - ※事前に提出されているかの確認は長寿介護課介護保険担当までお問い合わせくだ さい。
- ☑ 韮崎市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- ☑ 領収証
- ☑ 購入品のカタログの写し
- ☑ 居宅サービス計画書の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 週間サービス計画表の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 委任状(被保険者と申請者、口座名義人が異なる場合)
 - ※ 支給申請書は購入月ごとに申請してください(購入月がまたぐものは不可)。



- ※ 領収証の原本の返却を希望される場合は、あらかじめコピーと一緒に ご提出ください(コピーのみの提出は不可)。
- ※ 被保険者と申請者や受領者が異なる場合は、「委任状」を添付してくだ さい。

③ 審査(1週間程度かかります。)

審査は、購入品や使用目的等について提出された書類を確認します。

申請書類に不備があるときは、補正を求めますので、速やかに書類の修正、提出を行ってください。



※ 初めて韮崎市から指定した口座に支払を受ける場合、口座の登録作業 があるため時間がかかります。

④ 支給決定

福祉用具購入費の給付を行います。

《償還払い》

本人へ決定通知書を送付し、支給申請書に指定された金融機関口座へ振込みをします。 《受領委任払い》

本人、販売業者へ決定通知書を送付し、販売業者が提出する請求書に指定された金融機 関口座へ振込みをします。

- ☑ 韮崎市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払請求書
- ☑ 債権者登録申請書(法人用)(初めて韮崎市から指定した口座に支払を受ける場合の み)

(6) ケアマネジャーの留意点

- ・ 介護保険法による福祉用具購入は、ケアマネジャーの専門的な視点から判断した、被保険者に必要な用具であり、厚生労働大臣が定める種類の福祉用具のみが支給対象となります。販売業者、被保険者及び被保険者の家族の要望だけでは、支給対象とならない場合があります。そのため、まず被保険者及び被保険者の家族と十分に協議を行ったうえ、関係業者の協力を得て進めてください。
- ケアマネジャーは、福祉用具購入に関し、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動経 路、住宅の状況など総合的に勘案し、必要な福祉用具を検討してください。
- 福祉用具購入にあたって、対象となる福祉用具かどうかなど疑義が生じた場合がありましたら、必ず長寿介護課介護保険担当へご連絡ください。

(7) 注意点

- ◎ 原則として、用途が同じものや機能が同一の福祉用具を購入する場合は、福祉用具購入 費の支給ではありません。ただし、次の場合など特別な事業がある場合は、再度支給されることがありますので、ご相談ください。
 - 福祉用具が破損した場合
 - 購入された方の介護の必要な状態が著しく悪化したことにより、その用具では用 をなさなくなった場合

- ◎ 病院に入院中または施設に入所中の方は、原則として福祉用具購入費の支給は受けられませんが、退院や退所が決まっていて、在宅に戻ってから福祉用具が直ちに必要となる場合は、購入前に担当のケアマネジャー等へご相談ください。
- ◎ 特定福祉用具販売の指定を受けた介護保険サービス事業所から福祉用具を購入していない場合には、支給の対象となりません。

2. 福祉用具の対象種目

介護保険の給付対象となる福祉用具の種類及びその留意事項は次のとおりです。

(1) 腰掛便座

《機能または構造等》

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上げる際に補助できる機能を有するもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)ただし、設置に要する費用については保険給付対象とならない。
 - (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

《機能または構造等》

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が用意に交換できるもの。 (専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く。)

(3) 入浴補助用具

《機能または構造等》

① 入浴用いす

座面の高さが概ね35センチメートル以上のものまたはリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 浴槽台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽引き戸等への扉の取替え

《機能または構造等》

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの(硬質の材料であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要があれば入浴可能なもの)であって、取水または排水のために工事を伴わないもの。

(5) 移動用リフトの吊り具の部分

《機能または構造等》

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

(6) 排泄予測支援機器

《機能または構造等》

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅介護事業者等 又はその介護を行う者に通知するもの。ただし、交換可能部品、専用パッド、洗浄液等排 泄の都度消費するもの、並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く。

《排泄予測支援機器購入費申請時における追加添付書類》

- ・医学的な所見がわかる書類 (医師の所見のわかるもの)
- ・試用結果

※添付書類が不明な場合は、長寿介護課介護保険担当までご相談ください。

- 3. 申請書類の記入例
- 償還払い

	介護仍	保険居宅介)護(介	護予防)福祉用。	具購入費支	給目	申請	-			
フリガナ	ニラ	サキ タロ	ロウ	保険者番号	3.5		1	9 2	0	7	0
被保険者氏名	韮	崎 太郎	3	被保険者番号	0 0 0	0	0	1 2	3	4	5
生年月日	明·大	昭〇年〇.	月〇日	性別		男		女			
住所	₹407-	-8501									
7/10/27/97/2019/20	10077	市水神1	丁目3番	1号	電	活番	号	0551-2	22-	111	1
福祉用具 (種目・商品		製造事業	者名	販売事業者名	購入金額	(税足	<u>\</u>)	ļ	萬入	B	
腰掛便店 ポータブルト らくらくキャン	1 LPT	株式会にら	社さき	制福祉用具 にらさき	20, 0	00	円	Oá	ŧ0	月(DB
							円	í	F	月	B
							円	ź	Ŧ	月	Ħ
福祉用具か必要な理由 (あて先) 韮 (上記のと)	は市長	ſ	ドに設置	置し、安全に排 日」を記載し (介護予防)福祉	泄ができる てくださ	よ ^さ い。	うに	購入了			
必要な理由 (あて先) 韮・ 上記のと	は い い い い い い い り 関係 い 住 所	っている。 ツドサイト 書類を添えて 〇日 韮崎市水	ドに設置申請[置し、安全に排 日」を記載し (加護予防)福祉 目3番1号	世ができる てくださ 用具購入費の 電話都	よっ い。 の支統	うに 合を 05	購入で 申請しま	Eす。 -111	11)
必要な理由 (あて先) 韮 上記のと 〇 年 申請者	なべ、長 係 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	コンドサイト 書類を添えて 日 韮崎市水 韮崎 軽任状(被保険	は 中請 大島 大島のカク 大島のカク 大島のカク 大島のカク 大島	置し、安全に排 日」を記載し (加護予防)福祉 目3番1号	世ができる てくださ 用具購入費の電話都 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	よっ い。 の支統 番号	うに 給を 05:	購入で 申請しま 51-22- 柄(きす。	11)
必要な理由 (あて先) 重 上記のと 〇 年 申請者 必要添付書:	なべ、長 係 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	マンド ま類を添え で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(神) 大島 本語	置し、安全に排 を記載し (介護予防)福祉 目3番1号 第2000年に3居宅 書者、口座名義人が9 2000年に振り込ん 本店 域で・支所	世ができる てくださ 用具購入費の 電話者 被保険 サービス計画 なる場合) でください。 種別	よっ い。 の支統 番号	うに 給を 05:	購入で 申請しま 51-22- 柄(tす。 -111 本ノ	11	
必要な理由 (あて先) 華 上記のと 日本 申請者 必要添付書:	おり、長孫・一方の関係をは、「は、「は、「は、」のは、「は、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、」のは、「は、、、、、、、、、、	マンド 動類 日本 単版 (全) 大学 (本) は、 本) は、 本) は、 本) は、 ま) は、 ま	学に設置 申請 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 本郎 華	置し、安全に排 を記載し (介護予防)福祉 目3番1号 第 2000写し ③居宅 着者、口座名義人が9 2000戸に振り込ん 本店 支皮・支所 出張所	世ができる てくださ 用具購入費の 電話都 ・ をはなる場合) ・でください。 種別	からい。の支統を持ち、	うに 合を 05: の続	購入 3 申請しま 51-22- 柄(Eす。 -111 本/	111 L)
必要な理は (あて先) 並 (あて先) 立 年 申請者 必要 不介護 (介を) を 金 1	なべ、長年のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	マンド 動類 日崎 重収 任 世界 では、 単型 では、 単型 では、 単型 では、 単型 では、 単二 では、	学に設置 申請 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 本郎 華	置し、安全に排 を記載し (ア護予防)福祉 目3番1号 第四グの写し ③居宅 青者、口座名義人が写 この口座に振り込ん 本店 出張所 出張所	世ができる てくださ 用具購入費の 電話者 被保険 サービス計画 なる場合) でください。 種別	からい。の支統を持ち、	うに 給を 05:	申請しま	Eす。 -111 本/	111 L	1
必要な理は (あて先) 華 上記のと	なべ、長年の日本の一年の日本の一年の日本の一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	マンド 類を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	置し、安全に排 を記載し (ア護予防)福祉 目3番1号 第 2000写し ③居宅 情者、口座名義人が見 さの口座に振り込ん 本店 は張所 出張所	世ができる てくださ 用具購入費(電話都 主験 被保険 サービス計画 是なる場合) でください。 種別 音通預金 2 当座預金 3 その他	からい。の支統を持ち、	うに 合を 05: の続	購入 3 申請しま 51-22- 柄(Eす。 -111 本/	111 L	1

領 収 証

〇 年〇月〇日

韮崎 太郎 様

金額 20,000

但し、 **福祉用具購入費** として 上記正に領収いたしました。

収入印紙

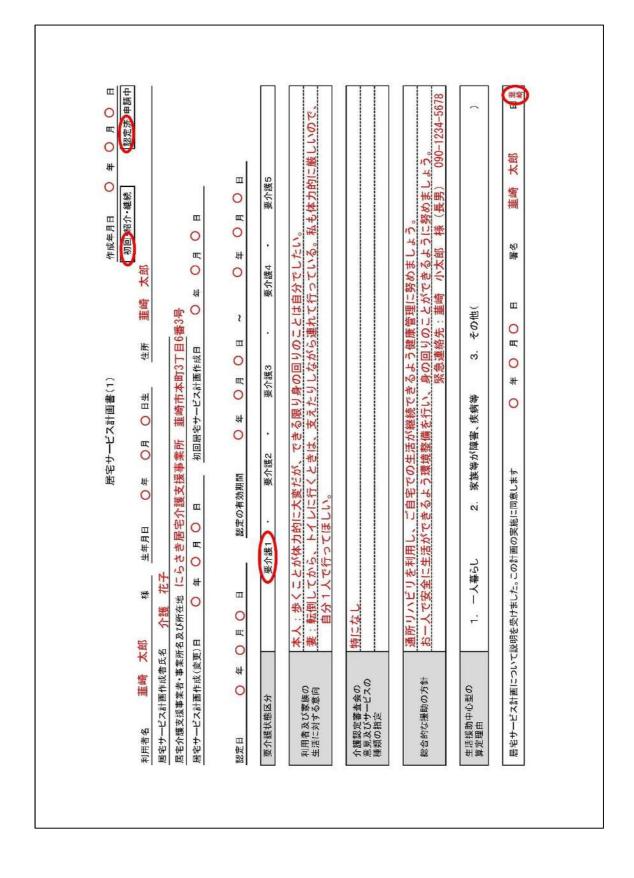
金額が5万円を超える際は収入印紙を貼って、割印を押印してください。

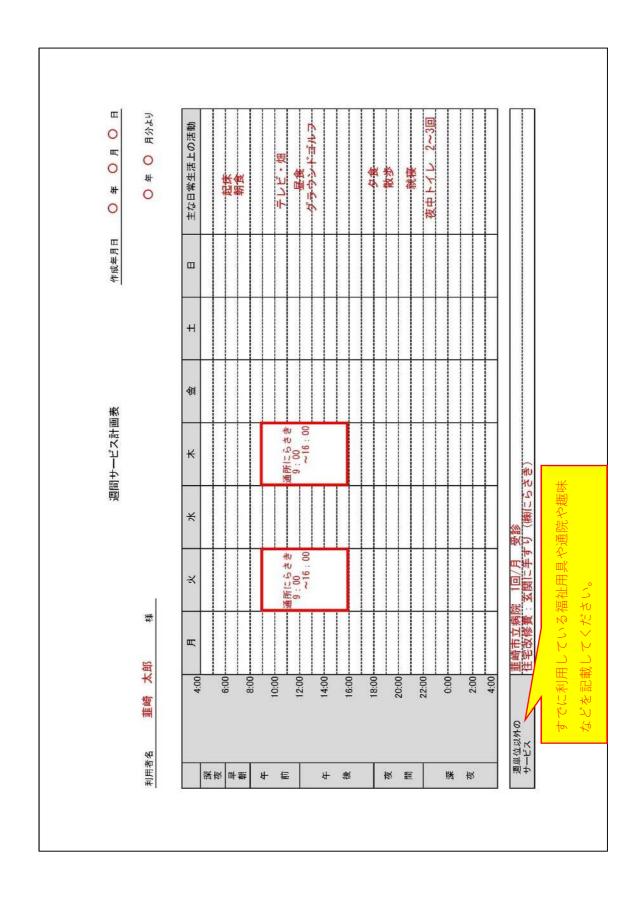
自己負担分を記載。

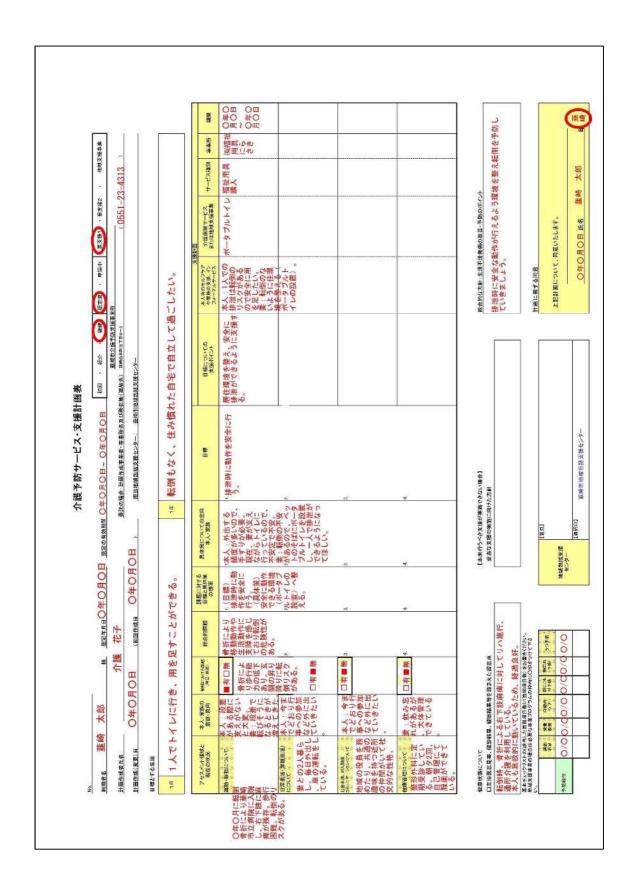
整数とならない場合は切り上げ。

韮崎市本町4丁目9番2号

有限会社 福祉用具 にらさき 代表取締役 山梨 太郎







委 任 状

私は、代理人を<u>〔住所〕</u> <u>韮崎市水神1丁目3番1号</u>

[氏名]

韮崎 小太郎

と定め、次の事項を委任します。

申請者が異なる場合は「申請の 件」を選択

被保険者と口座の名義人が異な る場合は「受領の件」を選択

委任事項

介護保険居宅介護 (予防)福祉用具購入費支給

申請の件・ 受領の件

委任者

住所 韮崎市水神1丁目3番1号

氏名

韮崎 太郎



受領委任払い

第1号様式(第4条関係)

指崎市福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱誓約書

O 年O月 OII

(宛先) 非崎市長

住 所 <mark>韮崎市本町4丁目9番2号</mark> 事業者名称 有限会社 福祉用具 にらさき 代表者氏名 代表取締役 山梨 太郎 印

記

(基本的事項)

- 1 介護保険法第8条第13項に定められた介護給付費の対象となる特定福祉用具の販売(以下 「福祉川具の販売」という。)に関しては、関係法令、通達、董崎市の要綱等を遵守すること。
- 2 事業にあたっては、基輪市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立った サービスの提供に努めること。

(指導、調查等)

- 4 市長が必要あると認めた福祉用具の販売に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を 検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。 (苦情処理等)
- 5 居宅要介護等被保険者から福祉用具の販売に関し、苦情又は相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の開き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

6 福祉用具の販売に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 7 事業者及びその職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の個人情報を保持すること。また、職を退いた後も同様とする。
 - (その他)
- 8 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を由長に届け 出ること。

第2号様式(第5条関係)

必要添付書類

菲崎市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)

ふりがな 被保険者	ニラサキ タロウ 韮崎 太郎			険者 号					1	9	2	0	7	0
氏 名	韭呵 人即										L	L		
生 年 月 口	O 年O	月〇口	被保	· 険名 号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	-
被保険者	107 0001) AT 1 D			8	20-0				81				
住 所 福祉用具名	韮崎市水神1丁目3 製造事業者名	金 「 写	**者名	購入	分額	(税	込)			蚜	*人	П		
(種目・商品名			in this toners				505-070			1975	20000	2010		
腰掛便座	株式会社にらさき	有福祉にら		2	0,0	00	円		1	0	T-C) 月	0	П
							刊			4	Ŧ.	月		H
							円			4	F	月		Н
必要な理由 を (宛先) 韮崎市		し、安全	に排泄	世がで	きる	およ	うり	二月	導入	す	る。		すり	·-
必要な理由 (宛先) 董崎 上記のとお なお、当該	いっている。 ベッドサイドに設置	し、安全 四宅介護 (、下記のオ 「申請[に排光 (介護予 子に委任 日」 を	めがで (防) 福 します	きる	がよ	う [購入	こ財	導入 (支達)	.す	る。		生力	1-,
必要な理由 (宛先) 韮崎市 上記のとお なお、当該語	でつている。 ジッドサイドに設置 市長 の、関係書類を添えて、 給付費の受領については 年 〇月〇 日 住 所 韮崎市水	し、安全 四宅介護 (、下記の者 「申請」 (本1丁目	に排光 (介護予 子に委任 日」 を	世がで 防)福す Llます	きる	がよ は れ て	う (こ財費のだ	黄入 (文) (大) (大)	.す 公を	る。	持し		1-5
必要な理由 (宛先) 韮崎 上記のとお なお、当該 中請者 (委任者)	でいる。 ドッドサイドに設置 市長 り、関係書類を添えて、 給付費の受領については 年 〇月〇 H 住 所 韮崎市水	し、安全 四宅介護 (、下記のオ 「申請[に排光 (介護予 子に委任 日」 を	世がで 防)福す Llます	きる	がよ は れ て	う [購入	こ財費のだ	黄入 うちょう さい	.す 公を	る。	持し		
必要な理由 (宛先) 薫崎 上記のとお なお、当該 中請者 (委任者) 上記委任の件、なお、当該給作 なお、当該給作	でつている。 ジッドサイドに設置 市長 の、関係書類を添えて、 給付費の受領については 年 〇月〇 日 住 所 韮崎市水	し、安全 四宅介護 (、下記の対 「申請] (神1丁目 太郎 既に登録済 町4丁目9	(介護予行に委任 3番1号 3番1号 3番2号 3番2号 3番2号 3番2号 3番2号 3番2号 3番2号 3番2	防します。	をを	6よ (う! 特入 く 号 登録	で か	導入 	、す 公 企 を を を を を を を を を を を を を	る。 -11 込	情し 11 み下		

① 領収証 ② 購入品のカタログの写し ③ 居宅サービス計画書の写し ④ 委任状(被保険者と申請者が異なる場合)

領 収 証

〇 年〇月〇日

韮崎 太郎 様

金 額 2,000

但し、<mark>福祉用具購入費(受領委任払い</mark>) として 上記正に領収いたしました。

収入即紙

自己負担分を記載。 整数とならない場合は切り上げ。

韮崎市本町4丁目9番2号 有限会社 福祉用具 にらさき 代表取締役 山梨 太郎

金額が5万円を超える際は収入印紙を 貼って、割印を押印してください。 第4号様式(第6条関係)

「申請日」を記載してください。

(宛先) 並 崎 市 長

住 所 <mark>韮崎市本町4丁目9番2号</mark> 事業者名 有限会社 福祉用具 にらさき 代表者氏名 代表取締役 山梨 太郎

菲崎市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受餌委任払請求書

下記のとおり請求いたします。

記

2. 請求内容 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費(受領委任払)として

3. 内訳

被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
購 入 費 用	20,	000 н			Ď.					h.c	17	
本人負担額	2.	000 Н										

債権者登録番号(記入しないでください。)

第58号様式その3 (第86条第2項関係)

債権者登録申請書(法人用)

この登録申請は、皆様に韮崎市からの支払いがより迅速かつ正確に行うことができるよう、必要な事項をあらかじめ申請していただくもので、韮崎市が財務会計のコンピュータシステムに登録するために使用します。

	フリガナ	ユウゲンガイシャ フクショウグ ニラサキ													
	会社名	有限会社 福祉用具 にらさき													
	代表者名			代表取締役 山梨 太郎											
	法人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 2	2 2	2 2	2	
頭	『便番号・住所	(=		407 直崎 ī	市本	田丁4	00		号						
	電話番号						0	551-	22-0	498					
15 -	mail(連絡用)					n	iras	aki	@abc	. jp					
振込	金融機関名		銀介 金庫 韮崎 信組 にらさき									支	占		
先口	種別・口座番号	-	通 2 の他	当座	1	2	3	4	5	6	7		\	/	/
座	口座名義人			有	限会	社	福礼	上用,	具	にら	さき				
	口座名義人のカ	ュ	ゥ	ケ		ン	カ	*	1	シ	ヤ		フ	ク	2
	ナ登録表示	=	ウ	グ		=	ラ	+	+		タ	*:	1	E	3
10000000	炎所記人欄 ナンバー確認担当っ	首印	F	()	記入	し	ない	で	くた	ぎさ	٥, ١				
依頼	课 (課)													
依頼	H (年	J]	H	1)										
000000000	者番号 計課記人)												$\overline{}$		

私が請求した代金については、上記口座に振込くださるようお願いします。

○年○月○日

住所 韮崎市本町4丁目9番2号

債権者名 有限会社 福祉用具 にらさき 印 闘

代表取締役 山梨 太郎

「申請日」を 記載してください。

4. 申請書類の留意事項

- ※ 鉛筆や消せるボールペンを使用した筆記用具での記入は不可となります。
- ※ 書類に訂正が生じたときには、申請者の名による訂正印を押印してください。修正液や 修正テープでの修正は認められません。

《支給申請時に必要な書類》

書類	留意事項
介護保険居宅	• 署名、押印が必要です。
介護(介護予	• 通常のタイプとは異なる商品の購入など特別な事情がある場合はそ
防)福祉用具	の必要性を必ず「福祉用具の必要な理由」に記載してください。
購入費支給申	
請書	
	• 商品のメーカー名・品番・品名・標準価格の記載があるパンフレッ
購入品の	トの写しを添付してください。
カタログの	• パンフレットに複数品番等がある場合は、商品が特定できるように
写し	丸印等を付けてください。
	• 審査上必要した場合、追加で提出を求める場合があります。
	• 領収証の宛先は対象被保険者のフルネームを記載してください。
	• 施工業者の代表者印、又は会社印及び担当者印を押印してください。
領収証	• 福祉用具を購入したことがわかる但し書きを記載してください。
	• 購入した商品がわかるように記載してください。
	• 収入印紙には割り印を入れてください。
居宅サービス	• 総合的な判断をしたうえで、審査するために、住宅改修について記
計画書(1)第	載した居宅介護サービス計画または居宅予防サービス支援計画(ケ
1表の写し	アプラン)を作成してください。総合的な援助の方針に住宅改修を
1扱の子し	することの必要性や改善点などを記入してください。
居宅サービス	• 総合的な判断をしたうえで、審査するために、住宅改修について記
計画書(2)第	載した居宅介護サービス計画または居宅予防サービス支援計画(ケ
1 回音(2)第 2 表の写し	アプラン)を作成してください。サービス内容には具体的な状況を記
23の分し	載してください。
週間サービス	• 週を通じて主な日常生活上の活動内容や日課を記載して下さい。
計画表の写し	• 週単位以外のサービスや受診回数、福祉用具の利用状況も記載して
前回衣の子し	下さい。

5. Q&A

これは、全国の保険者(市町村)がケアマネジャーや福祉用具販売業者から質問を受け、それに対する国の回答を本市においてまとめたものです。ただし細部に関しては保険者(市町村)の判断に委ねられている部分もあり、全国一律の基準ではありません。支給対象となるか判断に迷うケース、表面上は同じに見える内容の購入であっても詳細部分で異なるケースなどが想定されます。本回答集の内容に縛られず、申請にあたって疑問等がありましたら福祉用具購入担当(長寿介護課 介護保険担当 TEL0551-23-4313)までお問い合わせ下さい。

(1) 介護保険特定福祉用具購入費支給に関する総合的な質問と回答

(1) 介護保険	行正個他用具購入質文紹に関する総合	
項目	質問	回答
部品購入費	介護保険の摘要となる特定福祉	福祉用具を構成する部品につい
	用具の部品を交換した場合の部品	ては、福祉用具購入費の対象とな
	購入費は福祉用具購入費の対象と	る福祉用具であって、製品の構造
	なるか。	上、部品交換がなされることが前
		提となっている部品について、市
		町村が部品を交換することを必要
		と認めた場合には、介護保険の適
		用対象となる。
	福祉用具の購入について、故障	予備の部品を購入するのは必要
	した場合等のメンテナンスの必要	性がないため、支給対象外とす
	から部品を購入した場合は支給対	る。
	象となるか。	
同一種目の購入	既に同一品目のシャワーチェア	破損又は身体状況の変化による
	ーを購入した履歴があるが、カビ	理由でないため、今回のようなケ
	やヌメリがあり、滑って転倒する	ースで仮に転倒リスクがあったと
	リスクがあるので再度購入したい	しても、購入不可とする。本市に
	が、対象となるか。	おいては、汚損による同一種目は
		認めていない。
	1階と2階の両方のトイレを利	同一種目・品目の福祉用具の複
	用するが、両方のトイレに補高便	数購入は支給対象外である。
	座を購入することはできるか。	
	退院したばかりの一人暮らし	同一種目だが、用途・目的が異
	で、昼間はトイレに行けるので補	なるため、購入可能である。
	高便座を購入し、夜間は足元が暗	
	ı	

	く、転倒の危険もあるのでポータ	
	ブルトイレを購入することは可能	
	か。	
	浴室と浴槽内の段差を解消する	同一種目だが、用途・目的が異
	ために「浴室内すのこ」と「浴槽	なるため、購入可能である。
	内すのこ」による段差解消は認め	
	られるか。	
	また、「浴室内すのこ」と「浴	
	槽内すのこ」との段差解消はどう	
	か。	
	入浴用いすにおいて、体格的に	体格的に 1 つで不安定であれ
	1 つでは不安定という身体状況が	ば、大きいものを購入すれば済む
	ある場合、2つ同時に購入するこ	ため、支給対象外である。
	とはできるか。	
同一種目の購入	転居により住環境が変わり、今	転居等の居住環境の変化に伴
(転居)	まで使っていた福祉用具では対応	い、用具のサイズで支障が生じ、
	できなくなった。同一品目を再度	その用具を使用できなくなった場
	購入することは可能か。	合においては、同一品目を再度購
		入することは可能である。
		これは、用具のサイズで支障が
		生じ、その用具を使用できなくな
		った場合に限定するものであり、
		「転居」イコール「同一品目の再
		購入可」ではないため、転居等の
		前に購入した福祉用具が使用でき
		るような居住環境は認められませ
		ん。
同一種目の購入	既に購入した福祉用具の破損	①必ず購入前に被保険者の身体
における例外	(一部破損を含む。)を理由とす	状況や居住環境等を明確にしたう
(破損)	る場合の同一種目の再購入につい	えで、破損したことがわかる写真
	て、どのような手順を踏むべき	を撮り、本市(保険者)へ相談す
	か。	る。
		※本市において、同一種目の再購
		入についての必要性や妥当性等を
		判断します。

②部品交換が可能かどうかを購入業者やメーカー等に確認する。 ※部品交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取替えに係る人件費は対象とならない。

③上記の①と②を行ったうえ で、部品交換が不可能な場合(部 品そのものが生産終了等で手に入 らない場合を含む。)は、破損と しての同一種目の再購入を認めま す。

※申請時には破損したことがわかる写真と、部品交換が可能かどうかを問い合わせた内容や結果を明記したケアプランやサービス担当者会議録(4表)を添付することが必要です。

既に購入した福祉用具が破損 し、部品交換を伴わない修理を行った場合は、支給対象となるか。 (例) 浴槽内いすの脚部接続部分 の接合など 本市において部品交換を伴わない修理を行う場合は、介護保険の支給対象とはならず、全額自己負担となる。

介護保険における福祉用具購入 費の支給対象は、福祉用具そのも のの費用(破損の場合は部品代の み)であり、今回のケースの場 合、購入費の対象範囲を逸脱して いるため、対象外である。

(2) 介護保険特定福祉用具購入費支給の購入品の種類ごとの質問と回答

項目	質問	回答
腰掛便座	腰掛便座の範囲は、家具調のも	家具調のもの等、金額にかかわ
	の、ウォームアップ機能付きのも	らず、利用者が選択すれば給付対
	のなど高額なものもあるが、特に	象として差し支えない。
	制限はないか。	
	水洗式ポータブルトイレで、居	国通知により、対象となる福祉
	室において利用可能なものは特定	用具にあうことから、対象とす
	福祉用具購入の対象となるか。	る。ただし、設置に要する費用は
		対象外。
洗浄機能付き腰	ウォシュレット付き補高便座は	原則、テクノエイド協会で福祉
掛便座(ウォシ	福祉用具の購入対象となるか。	用具購入の対象となっている商品
ュレット付き補		の場合、支給対象とする。
高便座)		テクノエイド協会で対象となっ
		ていない場合、ウォシュレットと
		補高便座が一体型の場合は、補高
		便座のみを支給対象とする。
		なお、補高便座については、あ
		くまでも「補高を目的」としてい
		る場合に支給対象となるので、洗
		浄機能のみを目的とした場合は支
		給対象とならない。
		※ウォシュレットの他、暖房、消
		臭機能の場合も同様の取扱いとす
		る。
腰掛便座のリモ	腰掛便座の壁リモコンについて	壁リモコンについては、腰掛便
コン	は、介護保険給付の対象となる	座としての種目に該当しない機能
	か。	であるので、腰掛便座部分とリモ
		コン部分とに分けることができる
		場合には、腰掛便座部分のみが給
		付対象となり、壁リモコン部分に
		ついては給付対象とならない。
自動排泄処理装	尿瓶を特殊尿器として福祉用具	自動排泄装置については、「尿又
置の交換可能部	購入費の支給対象とすることは可	は便が自動的に吸引されるもの」
品	能か。	としているため、尿瓶は給付対象
		とならない。尿又は便が自動的に

吸引されないもの(手動式のものについても支給対象とはならない。 自動排泄処理装置の交換可能部 専用パッド、洗浄液等排泄の者 度消費するもの及び専用パンツ、 専用シーツ等の関連製品は対象をです。 ※自動排泄処理装置の本体部分に 福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
自動排泄処理装置の交換可能部 専用パッド、洗浄液等排泄の者 度消費するもの及び専用パンツ、 専用シーツ等の関連製品は対象をです。 ※自動排泄処理装置の本体部分は 福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
自動排泄処理装置の交換可能部 専用パッド、洗浄液等排泄の者 品として、パッドは保険給付の対 度消費するもの及び専用パンツ、 象となるか。 専用シーツ等の関連製品は対象タ です。 ※自動排泄処理装置の本体部分は 福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
品として、パッドは保険給付の対 象となるか。 専用シーツ等の関連製品は対象をです。 ※自動排泄処理装置の本体部分は 福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
象となるか。 専用シーツ等の関連製品は対象をです。 ※自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
です。 ※自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
※自動排泄処理装置の本体部分は 福祉用具貸与の対象種目となり、 交換可能部品(レシーバー・チョ
福祉用具貸与の対象種目となり、交換可能部品(レシーバー・チョ
交換可能部品(レシーバー・チョ
ーブ・タンク等)のうち尿や便の
経路となるものは購入対象とな
る。
入浴補助用具 浴槽と天井と床の3点を固定す 浴槽用手すりについては、「浴
(浴槽用手す る手すりとその手すりに取り付け 槽の縁を挟み込んで固定すること
り) るフープ上の手すりは対象となる ができるものに限る」とあり、こ
か。 の基準に該当すると判断できるだ
め支給対象とする。
※テクノエイド協会 HP にも特定
福祉用具(入浴補助具)としてあ
9.
入浴補助用具 浴槽内いすを、浴槽の内用と外 同一商品は基本不可であり、浴
(浴槽内いす) 用で1台ずつ購入し、踏み台とし 槽内いすを踏み台として使用する
て使用することは可能か。 ことは本来の使用方法ではないた
め、浴槽内いすの外用での購入は
できない。
浴槽内いすの取扱説明書におい 取扱説明書において、踏み台と
て、踏み台としての利用が認めらしての利用が認められていても、
れているものがあるが、このようしこれは製品の機能の話であり、浴
な場合、浴槽外において段差解消 槽内いすを本来の使用方法・目的
を図る目的として使用することは と異なる、浴室の段差解消に使用
介護保険の給付対象となるか。 することは介護保険の支給対象タ
となる。

		T
	浴槽内いすの脚部に滑り止めマ	滑り止めマット自体は給付対象
	ットが付いた製品は福祉用具の支	種目ではない機能のため、浴槽内
	給対象か。	いすの部分と滑り止めマット部分
		が分けられる場合は、浴槽内いす
		の部分のみが給付対象となる。
入浴補助用具	浴室内すのこの購入で、市販の	オーダーメイドは可能とする。
(浴室内すの	ものではサイズが合わないため、	支給申請時に製品の写真と見積
ر ()	業者に作ってもらうこと(オーダ	書が必要です。(写真については
	ーメイド)は可能か。また、オー	既製品を少し加工した程度なら既
	ダーメイド製品購入時の注意点は	製品のカタログでも可能とす
	何かあるか。	る。)
		また、作成業者は事業所認定を
		 受けていなくても構わないが、必
		 ず販売は認定業者が行い、領収証
		 及び申請書には当該認定事業所の
		ものとする。
		材料の購入費を支給対象として
	応できない特定福祉用具購入費に	差し支えない。
	係る福祉用具を本人又は家族等が	なお、特定福祉用具購入費にお
	製作した場合、「居宅介護住宅改	いて、本人又は家族等以外が製作
	修費及び居宅支援住宅改修費の支	したオーダーメイドの福祉用具に
	給について(平成12年3月8日	ついても、支給対象となる。この
	老企第 42 号老人保健福祉局企画	場合、材料から製品が出来上がる
		場口、材料から製品が出来上かる までの費用(材料費から加工・組
	課長通知)」3.(4)被保険者自ら	
	が住宅改修を行った場合と同様	み立て費まで)が支給対象とな
	に、材料の購入費を支給対象とし	る。
7 W.44U E E	て良いか。	
入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止	「滑り止めマット」について
	めマット」や浴槽内の高さを調整	は、浴室内すのこに該当しないた
	するための「滑り止めマット(浴	め、特定福祉用具購入の対象外と
	槽用)」は特定福祉用具購入の対	なる。
	象となるか。	
入浴補助用具	利用者の方が寝たまま利用でき	部分浴に係る器具(洗髪器や足
(簡易浴槽の範	る組立式の洗髪器は、簡易浴槽に	浴器)は、簡易浴槽には含まれ
囲)	含まれるか。	ず、給付対象とは認められない。
İ		

6. 参考文献

- (1) 介護保険法
- (2) 介護保険法施行規則
- (3) 韮崎市介護保険福祉用具購入費受領委任払制度実施要綱
- (4) 介護保険における福祉用具(厚生労働省ホームページより)
- (5) 福祉用具貸与・販売の流れ(厚生労働省ホームページより)